

教第 85 号議案

事務局等職員の人事に関し教育長に代理させる件

平成 29 年 4 月 1 日に発令を予定する教育委員会事務局等職員の人事に関する件について、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 3 条の規定に基づき、教育長に代理させる。

平成 29 年 3 月 8 日提出

神戸市教育委員会
教育長 雪村新之助

理 由

教育委員会事務局等職員の人事については、他の任命権者の人事と深くかかわり、その決定時期が発令予定日の直前となる可能性が高く、教育委員会会議に付議するいとまがないため。

《参考》

【現行規則】

○教育長に委任する事務等に関する規則

昭和31年11月19日

教委規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項から第3項の規定に基づき、教育長に委任する事務の範囲、教育長をして臨時に代理させる事務及びそれらの事務の管理及び執行状況の教育委員会への報告、並びに教育長に専決させる事務その他必要な事項を定めることを目的とする。

(委任)

第2条 教育委員会は、別に定める場合を除くほか、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 職員の人事に関する一般方針を決定し、並びに職員の任免、分限、懲戒及びその他人事に関する事務を行うこと。
- (4) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃を行うこと。
- (5) 教育に関する事務に係る長の作成する議会の議案について意見を述べること。
- (6) 法第26条に規定する点検及び評価に関する事務を行うこと。
- (7) 教科用図書の採択を行うこと。
- (8) 教科内容及びその取扱の一般方針を定めること。
- (9) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (10) 社会教育委員、公民館運営審議会委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免を行うこと。
- (11) 職員の研修に関する一般方針を決定すること。

(12) 表彰を行うこと。

(13) 神戸市指定有形文化財，神戸市指定無形文化財，神戸市指定民俗文化財，神戸市指定史跡名勝天然記念物及び文化環境保存区域の指定及び指定の解除を行うこと。

(議決による委任又は臨時代理)

第3条 教育委員会は、前条各号に規定する教育委員会の権限のうち、必要と認める事項を議決により、教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。ただし、同条第1号から第6号までに規定する事項は、委任することができない。

(教育委員会への報告)

第4条 教育長は、前2条の規定により委任された事務又は臨時に代理する事務について、重要又は異例の事態が生じたときは、教育委員会に付議するものとする。

2 教育長は、前項の場合のほか、前2条の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について、必要に応じて教育委員会に報告するものとする。

(教育長の専決等)

第5条 教育委員会は、第2条各号に規定する教育委員会の権限のうち、次の各号に掲げる事項は、教育長に専決させる。

(1) 課長以上又はそれに相当する職員を除く職員の任免及び分限を行うこと。

(2) 第2条第3号に規定するその他人事に関する事務を行うこと。

2 教育長は、前項の規定により専決した事項について、必要に応じて教育委員会に報告するものとする。

(異例の事態等の処置)

第6条 教育長は、緊急を要するときは、第2条に規定する教育委員会の権限に属する事項（前条第1項の規定により専決できる事項を除く。）について、臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に代理したときは、速やかに教育委員会に報告し、その承認を求めなければならない。